

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 小樽四ツ葉学園の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 常勤役員等(理事長の者)について、報酬及び交通費の実費相当額を別途支払う。

2 非常勤役員等(理事、監事、評議員の者)については、業務に応じた報酬を支給することとし、交通費について実費相当額を別途支払う。

### (常勤役員等の勤務報酬)

第4条 常勤役員(理事長)に対する報酬等の月額は、別表1に定める額とする。

2 常勤役員等の職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (非常勤役員等の勤務報酬)

第5条 理事、監事が理事会に出席又は、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に出席した場合は、別表2により1日分の報酬及び交通費について実費相当額を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び交通費について実費相当額を支払うことができる。

3 非常勤役員等の職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

4 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

5 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

6 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤職員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 常勤職員等に対する報酬は、毎月21日とする。その日が休日に当たるよ

きは、休日の前日に準じた日とする。

(2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議及びに出席した都度、支給する。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会を経て、別に定めることとする。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額	交通費
理事長	月額 250,000 円	実費

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

## (1) 評議員

	日額	交通費
評議員会への出席	8,000 円	実費
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円	実費

## (2) 理事

	日額	交通費
理事会への出席	8,000 円	実費
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円	実費

## (3) 監事

	日額	交通費
理事会、監事監査等への出席	8,000 円	実費
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円	実費